

◇===== [第 75 号] =====◇
唯契の窓 唯物論的社会契約論研究所月報 2024 年 10 月 1 日
◇=====◇

テレビで連日のように報道されていた自民党総裁選挙が終わりました。
今月は様々な意味で問題のあるこの話題から。

☆===== [時事解説] =====☆
今月は先日行われた自由民主党の総裁選挙について。

最終的に選出されたのは石破茂氏だったそうですが、当研究所の関心はそこ
ではありません。それはいわゆる「政局」という話題であって、本質的な問題
ではないからです。

では問題はどこにあるのか。それは自民党の政権維持に固執する欺瞞に満ち
た手法にあります。

自民党総裁選挙の最中、マスコミ九条の会が Change.org の『自民党総裁選を
「軍拡・改憲キャンペーン」にさせるな --- 自民党総裁選の「メディアジャッ
ク」に抗議し、メディアと国民に訴える ---』というオンライン署名に取り組
みました¹。

その中で同会が訴えていたのは、

一、「あたかも自民党が自由で、民主的な政党であるかのような印象操作」をし
ている

二、「メディアも、多数の「候補者」の言動を報じる中で、一般読者や視聴者に、
批判され続けてきた自民党政治が、「清算」され「若返り」し、「刷新」される
かのような錯覚を与えて」いる

ということでした。加えて、

三、「メディアが、憲法の原則や戦後の精神を抜きに、「若さ」や「現代性」を
報じ、評価すること」に対する危惧も表明されていました。

このオンライン署名の訴えの中に、今日の日本社会の危機的な状況を見て取
ることができます。

1

https://www.change.org/p/%E8%87%AA%E6%B0%91%E5%85%9A%E7%B7%8F%E8%A3%81%E9%81%B8%E3%82%92-%E8%BB%8D%E6%8B%A1-%E6%94%B9%E6%86%B2%E3%82%AD%E3%83%A3%E3%83%B3%E3%83%9A%E3%83%BC%E3%83%B3-%E3%81%AB%E3%81%95%E3%81%9B%E3%82%8B%E3%81%AA-%E8%87%AA%E6%B0%91%E5%85%9A%E7%B7%8F%E8%A3%81%E9%81%B8%E3%81%AE-%E3%83%A1%E3%83%87%E3%82%A3%E3%82%A2%E3%82%B8%E3%83%A3%E3%83%83%E3%82%AF-%E3%81%AB%E6%8A%97%E8%AD%B0%E3%81%97-%E3%83%A1%E3%83%87%E3%82%A3%E3%82%A2%E3%81%A8%E5%9B%BD%E6%B0%91%E3%81%AB%E8%A8%B4%E3%81%88%E3%82%8B/psf/share?cs_tk=Aw8BaUxijAG7TaL_GYAAxicyv_vNyQEABF8BvGE1MmZmNTg3NDUzYzU4ZTBmNzBhMTdjNjMxMTY0MjY5OGM0ZGNkYTI1YTFhNTI3NzA5MWFhYzQ2ZGNhMjI4NDU%3D&utm_campaign=2ef1de06991c4c75bdfb73d1471ba367&utm_content=initial_v0_5_2&utm_medium=email&utm_source=aa_sign_ask&utm_term=cs

そもそも論ですが、政治思想を同じくする集団である政党の代表を選出するのに「選挙」という手続きが必要なのかという疑問があります。

本来政党とは一つの政治思想でまとまって、その政治思想の実現をめざす集団であるはずで、その代表には集団内の誰が就いても何の問題もありません。やる気と能力のある人が集団の承認を受ければ済むはずのものです。

ところが自民党の総裁選挙を見ていると、各候補は「何が何でも総裁になりたいのだ」という我欲むき出しの選挙戦を繰り広げている。これは自民党が国民の利益よりも、政治家個人の利益を追求する集団であるということの一つの証左であるといえるでしょう。もしも、総裁が誰になるかによって自民党の政策がからりと変わるなどということがあれば、それはもはや政党ではありません。一政党の中で候補者対立があるのは自民党という政党が、実はいくつもの利権集団の寄せ集めであって、資本主義という枠組みを維持するという最低限の共通目標でくっついていて政治勢力に過ぎない(疑似政党)ということから生じる現象だといえます。

このことは自由民主党の「政党」としての歴史からも明らかでしょう。

自民党はその歴史について、

「自由民主主義政党の各派についてみると、まず「日本協同党」が二十一年五月、他の少数党と合同して「協同民主党」となり、さらに翌二十二年三月には、国民党といっしょになって「国民協同党」を結成しました。また「日本進歩党」は、二十二年三月には「日本民主党」となり、のちに「国民協同党」と合同して「国民民主党」に変わり、独立回復直前の二十七年二月には、解党して「改進黨」を結成し、二十九年十一月に「日本民主党」に発展したのです。

他方、「日本自由党」は、二十三年三月、民主クラブと統合して「民主自由党」となり、二十五年二月には、民主党連立派と合流して「自由党」を名乗るにいたり、ようやく自由民主勢力は、自由党と民主党との二大潮流に整理、再編成されたのでした。」²

と自己紹介しています。まさに権力志向の合従連衡、紆余曲折ならぬ右翼曲節(節を曲げて権力にしがみつくと評せましょう。この後1955年に最後の合同(保守合同)によって今日の自民党が形成されます。

そんなわけで、選挙期間中「12日の所見発表演説会では、多くの候補が「信頼される自民党に生まれ変わる」と党再生への意気込みを語った」(東京新聞 Tokyo_web) と報じられました³が、生まれ変わったとしても自民党の人類に対する敵対者としての姿勢は変わらないのです。

こうした認識を前提に、あらためてマスコミ九条の会が取り組んだ署名を見

² <https://www.jimin.jp/aboutus/history/>

³ 東京新聞 Tokyo web 9月13日付 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/353804>

てみると、今日のマスコミの立ち位置がやはり問題だといえます。特に北東アジア地域の「安全保障」のために、武力を蓄えようとする各候補の訴えを、何の批判も加えずに垂れ流すマスコミの姿勢には、資本主義の擁護者としての立ち位置を改めて浮き彫りにしたと言わざるを得ません。

安全保障には武力が必要だなどという、それこそ誤った常識を垂れ流す。彼らもまた人類の敵対者に名を連ねるのでしょうか。政治改革の前にマスコミの正常化が求められていると思います。

☆＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝☆

●＝＝＝＝[再論 唯物論的社会契約論 下書き]＝＝＝＝＝●

今回は法律の正当性について述べます。

前回現代の法学が法を人と人の約束事としてとらえていることの矛盾について述べました。

渡辺洋三は次のように述べています。

法の本質とは、一言でいえば、正義である。それゆえ、法とは何かという問いは、正義とは何か、という問いに置き換えられる。⁴

ところがこの「正義」というものは、決して普遍のものではありません。時代や地域・国によっても異なりますし、何をもって「正義」というのか、社会的な共通の認識には隔たりがあります。渡辺自身次のようにそれを認めています。

要するに、何か正しいのかという尺度は「頭の中の尺度」だから、複数あることになる。物指しはたくさんある、ということがわからないと、法はわからない。⁵

碧海純一は次のように述べています。

「〈法〉とは、〈政治的に組織された社会の——その成員によって一般的に承認され、かつ究極においては物理的強制力に支えられた——支配機構によって定立または承認され、かつ強行される規範の総体〉である」。⁶

こちらも構成員の意識が時代とともに変わる以上、普遍的なものではありません。

このような不確かなものの上に成り立つ法の正当性は何によって担保されるのでしょうか。現代の法学者はそれを法律の制定過程に求めざるを得ませんでした。前出の渡辺は、法の正当性を次のように説明します。

⁴ 渡辺洋三『法とは何か』岩波書店、東京、1998年、8頁

⁵ 渡辺洋三『法とは何か』岩波書店、東京、1998年、11頁

⁶ 碧海純一『法と社会 新しい法学入門』中央公論新社、東京、2002年、17頁。

法とは何か、という問いに対して、それは手続である、ということがしばしばいわれる。それくらい、法にとって手続は重要な要素なのである。この視点からいうと、法を重んじるということは手続を重んじるということでもある。その点で、法的正義とはすなわち手続的正義をも意味している。集団内部でものごとをきめる場合に手続を重視することは、民主主義社会にとって大切なことである。⁷

要するに、法律の成立した過程が民主的な手続きにのっとって行われたのであれば、それは正当性を持つという考え方です。

しかし私たちはそれが虚しい妄想であることを、過去の事例から学んでいます。かつて最も民主的な憲法を持ち、戦争の記憶も生々しかったドイツ・ワイマール共和国において、国民の選挙によって選出された国家社会主義ドイツ労働者党が国会において多数の議席を占め、「民主的な手続」によってヒトラーを首相に任命し、全権委任法によってドイツを独裁国家に変質していった事例です。

このことから、手続きだけでは法の正当性は担保されないことは自明でしょう。このような矛盾もすべて法は人と人の約束事とする認識に由来しているのです。そして忘れてはいけません、このような法律の認識も資本主義という経済制度に基づく社会ならではのことだということを。

では、唯物論的社会契約論では法律というものをどう定義するのでしょうか。私たちは法律を次のように定義します。

「法とは、生物種としての人類の生存戦略から必然的に要請される社会の共通規範である」

さあ、ここにきて初めて法学の世界に科学の視座が持ち込まれました。科学の視座というのが特に重要なのは、万人が認めざるを得ない価値基準をその根底に置くことができるということです。それはこの世界のすべての人々が、すべての時代にわたって従うことのできる(あるいは従わざるを得ない)、「正義」の基準が打ち立てられたということを意味します。

さっそく解説しましょう。

この定義は、人類を一つの生物種としてとらえることを前提としています。生物であるということはすなわち、その存在目的は「より安定した種の再生産を行う」ことにあるわけですから、その目的に反する行為が禁止される。これがまず基本中の基本です。さらに生物種としての特性、つまり人類にとっての生存戦略(人類を人類たらしめているもの)が協力・共同であることから、これを阻害する行為も禁止されるわけです。

そしてこれら二つの項目が人類社会に共通の規範として要請するということですから、これに即した法律が制定されなくてはならず、これに背く取り決め

⁷ 渡辺洋一、前掲書、49頁

は、無効とされることになります。

この法律の定義が実際の社会にはどのように適応されることになるのか、次回はこの点についてみていくことにしましょう。

●=====●

◆=====◆

ようやく秋の気配が漂ってきました。

私事ですが、この一年郷里で農業を始めようといろいろ取り組みつつ、様々な失敗を経験してきました。それらは来年の本格的な営農に向けての貴重な経験となる予定です（笑）

驚くべきは雑草の生命力。農業というのはひたすら雑草との戦いなのだと痛感しました。稲作も黒豆づくりも失敗でしたが、反面ポポーやブラックベリーなど、今年から実り始めたものもあり、収穫の喜びも味わうことができました。

短い秋をお楽しみください。

◆=====◆

【活動報告】

特にありません。

次回は11月1日に発行の予定です。